

税務課からのお知らせ 償却資産の申告をお忘れなく！

事業用償却資産（土地および家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在における全償却資産について1月31日までに申告する義務があります。

虚偽の申告をされた場合や申告をされなかった場合は、地方税法第385条（固定資産税に係る虚偽の申告に関する罪）又は嘉麻市税条例第75条（固定資産税に係る不申告に関する過料）の規定が適用されることがあります。

また、適正な課税を行うため、地方税法の規定（地方税法第408条）により実地調査を行うこととされており、本市におきましても、順次、償却資産の所有者の皆様にご協力いただき、実地調査を行っているところです。

公平・適切な税負担の実現に向け、償却資産の申告にご協力ください。

償却資産とは

事業（工場・事業所・商店・不動産・農業等）を営んでいる個人及び法人が、その事業のために所有する機械・器具・備品等をいいます。

業種別の主な償却資産の例

各 種 業 種 共 通 の も の	駐車場や構内の舗装路面、受変電設備、庭園、門、塀、外溝、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、金庫など
農 業	ビニールハウス、果樹棚、耕運機、田植機、脱穀機、コンベヤー、コンバイン、草刈機など
小 売 業	商品陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセットなど
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、レジスター、テレビなど
医 院・歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネットなど
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル（バックホー）、ホイールローダー、コンクリートカッター、フォークリフト、ミキサー、測定器（ブロックゲージ）、ポンプ、ポータブル発電機、など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板など
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、放送設備など

下記の資産も償却資産として申告が必要です!!

ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても1月1日現在において事業の用に供しているもの

イ 遊休又は未稼働の資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができるもの

ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。）

エ 福利厚生のに供するもの

オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの

カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

事業用の付帯設備について

家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた付帯設備等(電気設備、給排水設備など)は、家屋と一体であっても償却資産とみなされます。

この場合、取り付けた人(テナントなど)が、償却資産として申告することになります。

申告の必要がない資産

ア 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等)

イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

ウ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの(一時に損金算入しているもの)
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

国税との違い

固定資産税と法人税・所得税における償却資産の取り扱いの違いにお気をつけください。

項 目	国税の取扱	固定資産税(償却資産)の取扱
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は定率法・ 定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却	制度あり	制度なし
評価額の最低限度	1円	取得価格の100分の5
簿外資産・遊休資産	対象外	対象
改良費	合算評価	区分評価

非課税資産・課税標準の特例のある資産の申告

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税となります。また、同法第349条の3および同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第64条の規定に該当する資産は課税標準の特例により、税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合は、関係書類を添付して申請してください。

税率・課税標準・免税点

税率は、100分の1.4です。

課税標準となるべき額が180万の免税点未満の場合は課税されません。なお、180万未満となるかどうかは、償却資産の価格を計算した結果になりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。

申告書の提出は

嘉麻市役所本庁舎税務課資産税係及び山田庁舎・碓井庁舎・嘉穂庁舎の市民サービス課市民サービス係にお願いいたします。

その他、ご不明な点は市役所税務課資産税係(電話42-7422)へお問い合わせください。